

大雪地区広域連合会議設置要綱

平成15年9月3日

要綱第1号

改正 平成19年3月30日 要綱第1号

(設置)

第1条 大雪地区広域連合の効率的かつ円滑な運営を図るため、大雪地区広域連合会議（以下「会議」という。）を置く。

(会議の名称及び構成)

第2条 会議の名称及びその構成は次の各号のとおりとする。

(1) 連合長・副連合長会議 広域連合長及び副広域連合長2人

(2) 事務管理者・主監会議 広域連合事務管理者及び主監2人

(招集及び議長)

第3条 会議は必要に応じて開催する。

2 連合長・副連合長会議は、広域連合長が招集し、事務管理者・主監会議は広域連合事務管理者が招集する。

3 連合長・副連合長会議の議長は広域連合長、事務管理者・主監会議の議長には広域連合事務管理者があたる。

4 前条の会議は合同で開くことができる。この場合、広域連合長が招集し、議長にあたる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月3日から施行する。

附 則（平成19年3月30日要綱第1号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。